

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

### 1 開催日時

平成24年4月10日(火)午後3時00分から午後5時00分

### 2 開催場所

広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

### 3 出席者

広島地方裁判所 刑事第1部総括判事 伊名波 宏 仁(司会)

同 刑事第2部総括判事 芦 高 源

広島地方検察庁 公 判 部 長 瀬 戸 真 一

広島弁護士会 弁 護 士 西 本 聖 史

裁判員経験者(1番)(60代 男性)

裁判員経験者(2番)(60代 男性)

裁判員経験者(3番)(30代 男性)

裁判員経験者(4番)(60代 男性)

裁判員経験者(5番)(80代 男性)

裁判員経験者(6番)(40代 男性)

裁判員経験者(7番)(40代 男性)

裁判員経験者(8番)(60代 男性)

### 4 議事内容

司会者(伊名波裁判官)

裁判員経験者の皆様, 今日はお忙しい中おいでいただきありがとうございました。私, 広島地方裁判所刑事第1部で裁判員裁判の事件で裁判長を務めております伊名波でございます。今日は, 司会進行役を務めさせていただきます。一緒にチームを組んだ方もおいでになっていて, とてもお懐かしい気持ちがいたします。それでは, これから意見交換会を始めさせていただきます。裁判員制度が始まって3年がたと

うとしています。広島地方裁判所でも、これまで68回の裁判員裁判の判決が行われました。こういう時期に、裁判員を経験された皆様方から直接率直な御意見や御感想を伺うということは、その声を国民の方々にお伝えすることで、今後裁判員裁判に参加することへの不安感や負担感もなくなることにつながります。また、裁判に携わる検察官、弁護士、裁判官にとっても、今後の運用の参考になることから極めて意義のあることと思います。限られた時間ですが、率直な御意見、御感想をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。今日は、皆様が疑問に思われる点などありましたら、すぐにお答えできるように検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ1人ずつ参加しております。簡単に一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

法曹三者（瀬戸検察官）

地検の公判部長の瀬戸と申します。この4月から着任しまして全体の統括とサポートを担当しています。よろしく願いします。

法曹三者（西本弁護士）

広島弁護士会の弁護士の西本と申します。弁護士会では、裁判員制度の委員会の副委員長を務めさせていただいています。我々、ふだん法廷で結論ですね、懲役何年に処するとかいう結論は伺うのですが、どこがよかったか、どこを変えればよかったかという点については伺うことができないのですね。今日は、皆さんの率直な意見を聞かせていただいて、もっとよい弁護活動に生かさせていただければと思っています。どうぞよろしく願いします。

法曹三者（芦高裁判官）

広島地裁刑事2部の芦高です。今日は、何人か一緒に裁判員裁判をさせていただいた方がおられまして非常に懐かしく思っております。今日は、本当に率直な意見をいろいろとお伺いして今後の仕事に役立てたいと思います。どうぞよろしく願

いいいたします。

司会者（伊名波裁判官）

では、最初ですが、裁判員裁判に参加しての全般的な感想とか印象などについて皆さんに一言ずつお願いしたいと思います。申し訳ないんですが、詳しいことは後の個別のテーマごとにお話を伺いたいと思いますので、1分程度ぐらいでお願いしたいと思います。では、1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者（1番）

強制わいせつ致傷の事件に参加いたしました。強制わいせつ致傷ということで、今回の裁判員裁判で女性が2名ほどおられて、それで強制わいせつの事件で女性の意見も相当反映されて、女性がいなければ男性の偏った意見になってしまったかなと思いましたが、女性の裁判員がいたことによって、いろんな女性の気持ち、そういうものを分かって裁判を行うことができましたので、非常によかったのかなというふうに感じます。

それで、被害者の被害に対する気持ちもよく分かるんですが、加害者の方も非常にいろんな罰というか、刑を与えられるという中で、女性の与えられた苦痛というのは、本当にはかり知れないものがあると思いますが、裁判員裁判に出て、ふと私も60過ぎて自分の人生を振り返りながら、そのなかの一場面が、被害者にも一場面、加害者にも一場面、その一場面を乗り越えて今からどうやって生きていくのかなと思いました。一場面一場面をどうやって被害者、加害者が乗り越えていくのが大事なかなということはこの裁判員裁判に出て非常に重く受け止めた部分でした。

あとは、みんなで評議しながら裁判長さんの意見、非常に皆さんの意見を引き出すことが上手な裁判官だったもんですから、忌憚のない意見を出して無事に仕事を終えることができました。また、私は選ばれることはないと思ったんですが、つい選ばれてしまって出てきました。

#### 裁判員経験者（2番）

私は、選任されるまでは不安で、もう選任されなければいいなと思ってましたけれど、選任されて裁判が進むにつれて、いろいろと勉強になり、また機会があれば参加したいなと考えております。

#### 裁判員経験者（3番）

まさか自分が当たるとは全く考えていなかったもので、やってみてからは、すごくいい経験だなと思いました。やってよかったと思います。

#### 裁判員経験者（4番）

まず、私は、初めにお礼を申し上げたいのは、参加させてもらって何かどこかに引っかけたものがあるんですね。今日出席させていただきまして、私の中でけじめをつけたいという思いで、今日参加させてもらったことが非常にありがたく思っています。

経験した上で、まず1点目で印象深いのは、裁判の途中、評議室の中で裁判官がちょっとした会話の中で、臆測はよくないっておっしゃいました。私は、その臆測という言葉でその裁判官の職務に対する姿勢を思い知った感じで非常に感銘しました。本当に震えるような感銘をしました。その責任の重さということで我が身に返るような思いがしました。

2点目は、4日間の裁判の中で検察側の論告があって、私も場は違いますけど、いろいろ発表会に出させてもらいました。自身もしました。非常に検察の中身、明快で明瞭で一言一句無駄のない、私も全く同感するようなもので非常に感動しました。この2点です。比べてちょっと批判的ではありませんけど、対比して弁護人がちょっと長過ぎたかなというような印象を、申し訳ありません、持ちました。

#### 裁判員経験者（５番）

私が裁判員に出て感じたことは、皆さんが非常に優しい、犯罪者に対して本当にこんなに優しくていいもんだろうかというような気がしました。

#### 裁判員経験者（６番）

私の場合は、裁判員裁判に参加して、非常にいい経験をしたというふうに思っています。ただ、やはり最初に選任されるときに、選任されるかどうか分からない状態で来てますから、仕事をしてるサラリーマンとしては、そこから約１１日拘束をされています。この１１日間、選ばれるか選ばれないか分からない状態で、会社側にはどう説明をしていいのかというところもあるし、仕事の関係上もあって仕事の調整をせずに来たというのが、選ばれる可能性は少ないというふうに聞いてたので、そういうことでそこは改善点かなというふうに思っています。ただ、１１日間を通して、先ほどもありましたけども、非常に皆さんが心優しくて気分的には楽で、非常にいい経験を得たと思っております。

#### 裁判員経験者（７番）

今回参加させていただきまして、いろんな方の意見というのが、僕の中で自分と違うなというのがすごいありまして、裁判官の方にしろ、弁護士の方にしろ、すごい詳しく丁寧に説明してくれたので、分かりやすく、極端に言うと僕があそこの被告席に立たないようにしなきゃなというのが一番思ったとこなんですけど、いろんな裁判というのが基本的にはドラマとかでしか縁がないものだったので、すごくいい勉強になりました。

#### 裁判員経験者（８番）

私も今回参加しまして最初は非常に緊張しましたが、振り返ってみて非常にいい経験をしたと思っています。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。それでは、個別のテーマに入りたいと思います。裁判の中心というのは、証拠調べですが、証拠調べではいろんな証拠書類が朗読されたり、あるいは証人尋問がされたり、被告人質問があったりで、そういった証拠調べがされたかと思います。証拠書類については、写真とか図面などのほかにいろんな人、被害者、目撃者、それから共犯者あるいは情状関係の関係者などの供述がまとめられた供述調書というのがありますが、そういった証拠書類の朗読などがされたかと思います。これらの証拠を法廷で見聞きされて分かりやすいものであったかどうかについて伺いたいというふうに思います。まず、2番さんは性犯罪、強制わいせつ、あるいは、強制わいせつ未遂と強制わいせつ致傷などの自白事件を担当されたと伺っておりますが、自白事件で被害者が全部で4名おられたと聞いてるんですけども、全て検察官側の立証というのは書面の証拠だけで行われたというふうに伺ってるんですが、しかも、その時間も少し長くなったのではないかというふうに聞いてるんですが、検察官側の書面による証拠の朗読などを聞かれて負担感とか、あるいは、集中力はどうかであったかという点はいかがでしょう。あるいは、理解しやすいものであったかどうかという点について御感想を伺いたいと思います。

裁判員経験者（2番）

検察の方の朗読は、私には大変分かりやすかったと思います。専門的な言葉が多過ぎるので、最初はもっと分からないのかなと思ってましたけれど、私たちにも分かりやすい説明で、とても分かりやすかったです。それと緊張とか心の負担というのは全くありませんでした。普通と同じような会議に出てるような感じの説明の仕方であったと思います。

司会者（伊名波裁判官）

被害者の方が4名おられて、いずれも証人尋問で聞くというのではなくて、被害

者が検察官の前で話した内容がまとめられた供述調書という書面が朗読されたと思うんですけども、それを聞いて頭への入り方とかというのはどうだったでしょうか。

裁判員経験者（2番）

スムーズに入りました。分かりやすく、私なりにほとんどが理解できました。

司会者（伊名波裁判官）

わいせつ行為が4回あったということなんですけど、ちゃんと区別して理解できたのかどうかという点はいかがですか。

裁判員経験者（2番）

一人一人の被害者の方の順番を追っていたので混同はしなかったです。4名のAさん、Bさん、Cさん、Dさん、おのおの全部私の中では把握できました。

司会者（伊名波裁判官）

性犯罪の被害者なので証人として聞くということ自体がまた一つの問題なんですけれども、それはちょっと置いておくと、証人尋問で被害者を証人として呼んできて、その被害者の人から直接聞いてみたらもっと分かりやすいのではないかというふうにはお感じになられませんでしたでしょうか。あるいは、この点はどうだったかということについてちょっと被害者本人に確認したかったなという部分がありましたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

大体把握というか、説明で分かりましたので、それ以上は考えていませんでした。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。では，7番さんも同じ質問なのですが，被害者の方はいずれも書面の供述調書の朗読という形で証拠調べが行われましたが，時間とかあるいは負担感とか集中力なり，あるいは，4つの事件の区別とかという点で分かりやすいものであったかどうかというところはどうですか。

裁判員経験者（7番）

今聞かれたことなのですが，書類に目を通して，あと適宜休憩が入っていたので，あまり負担というふうに，ちょっと休憩を入れましようと言われたときには，ため息は出るんですけど，被害者の方の状態というか，状況的なものは適宜把握できていたので問題はなかったと思ってます。

司会者（伊名波裁判官）

被害者の方に直接確認してみたいという点はありませんでしたか。

裁判員経験者（7番）

正直私は，裁判員に選ばれるかもしれないというんでいろんなビデオとかを見てたんで，そういうのが正直あると思っていました。ただ，今回こういう強制わいせつ致傷とか未遂とかの事件の出られる方の精神的負担というか，正直言えば聞きたかったですけど，逆に聞いたらまた自分の意見が変わったかもしれないので，同情とか，それこそ目の前で泣かれたらやはり同情的な心が動いたりして，ある意味公平なという点では書類のほうがよかったのかなと私は思っていました。

司会者（伊名波裁判官）

それでは，3番さんにお伺いしたいのですが，3番さんは殺人事件の自白事件に関与されたわけなのですが，検察官の証拠書類の朗読というのは60分ぐらいだっ

たと聞いているんですが，時間や負担感あるいは理解の程度などはいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

検察官の方が上手に説明をされていたのもありますし，適宜に休憩もあったので，それは全然負担にはならなかったです。

司会者（伊名波裁判官）

今おっしゃった検察官の説明というのは，どういう内容のものなんでしょう。

裁判員経験者（3番）

モニターとかを見ながら適所に説明を入れてくれたので分かりやすかったです。

司会者（伊名波裁判官）

要するに，これから読み上げる証拠はこういう内容のものであるという最初にそういう一言なりが入るということですか。

裁判員経験者（3番）

はい。

司会者（伊名波裁判官）

それから，被害者の関係者の証人尋問がされていたかと思うんですが，争点は量刑ということだったようですが，質問の内容と争点とがどういうふうに関わっているのかという点は分かりやすいものだったでしょうか。

裁判員経験者（3番）

関係者の方が緊張されていたので，言葉にはよく詰まっておられたんですが，検

察官の質問の内容と相違する点はあったんですけども、全体としては分かりやすかったと思います。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。4番さんも同じ質問をしたいと思うのですが、まず書面、証拠書類の朗読の負担感なりはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者（4番）

まず、証拠の写真等、弁論もそうですけど、殺害現場の写真、これが私には非常に脳裏に焼き付いてしまいました。それを見たときに本当にむごいと思いました。そのとき私もこれは子が親を殺す事件で、これから増える傾向で一つの社会的な事件だと思いますけど、よくよく後で冷静に考えるとちょっと違うなと思いました。問題は、私は本人がどれだけの罪の意識を持ってるか、直接の罪と間接的な罪、身内に対するもの、被害者はなくても親族、関係者に与えた影響というものをどれほど認識してるかということをつぶさに言葉とか態度を観察しましたけど、どうも私が思うようなほうには読み取れなかったです。ただ、関係者の証人尋問にしても検察側、弁護側はやってましたけど、若干あのような場で関係者も答えがしどろもどろされた場面が多々ありましたけど、やっぱり違うなと、各検察側と読み方、捉え方がちょっと違うなという温度差ははっきり言って感じました。

司会者（伊名波裁判官）

それで、関係者の証人尋問なんですけど、質問内容と争点がどういうふうに関わっているのかという点は分かりやすかったんでしょうか。

裁判員経験者（4番）

いや、さほど、やはりはっきり記憶の中でおぼろげな点もあるんで、はっきりした口調の部分と思い出せないようなしどろもどろの部分で、必ずしもそれが私にと

って正確性かどうかというのは難しい判断ではないかと思いました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。では，1番さん，先ほども強制わいせつ致傷の事件に関わられたわけですが，暴行の内容に一部争いがあった事件ですね。どういう暴行を被害者に加えたかということが争点だったんですけども，被害者の証人尋問は行われずに，その被害者の供述調書が朗読されましたね。その朗読されるのを聞かれて，その内容は分かりやすいものだったのでしょうか。

裁判員経験者（1番）

非常に分かりやすかったです，ただ物的証拠が何もないので，被告人の自白というか，いろいろ尋問されてしゃべられたことも書かれてたんです。それで，その検察側の取調べの内容がわいせつを犯した被告人は相当な量を飲まれてて犯行に及んだと，その人が逮捕されて検察の取調べ，警察の取調べを受けているんことを話したと思うんですが，酔ったときの意見をどう判断されて，検察の方が事情聴取の中でお話ししたのかふと疑問に思うところもあったんですが，進め方としたら，何も問題なく検察官の方は上手にお話ししておったと思います。

司会者（伊名波裁判官）

それで，被害者の証人尋問は行われなかったんですけども，被害者から直接この点を確認したいというようなことはなかったですか。

裁判員経験者（1番）

いや，聞くほうは私ども聞くほうの側がちょっと変に思うというか，あえて聞かないほうがよかったんじゃないかなと思います。

司会者（伊名波裁判官）

暴行の内容に争いがあった事件なのですが、特に何も支障がなければ確認したい点はあったということなんでしょうか。

裁判員経験者（1番）

いや、被害者の意見をまたそこに入れてしまうと検察側から言われている物的証拠がないようでいろいろ言われてる内容で、それを信じるしかないというふうに、被害者の意見は聞いても聞かなくてもいいかなと。

司会者（伊名波裁判官）

証拠で取り調べられたのは書面なんですよね。書面だと自分が確認したいと思っても確認できない部分があるわけなんですけども、そういう意味で、もしできるなら被害者を証人として来てもらって確認したいなという部分がなかったかどうかということなんですけど。

裁判員経験者（1番）

もう検察のほう事情聴取できちっと聞かれて、そのまま出てたもんですから必要ないかなというふうに感じました。

司会者（伊名波裁判官）

それに対して被告人質問の時間は80分ぐらいあったんですけども、被告人の言い分というのはよく理解できたでしょうか。

裁判員経験者（1番）

被告人も実際私は第三者として見たら、いろんな自分の意見聴取をされた中で、思い出した分とかいろいろあったんじゃないかなというふうには思ったんですが、

1回聴取をまとめられると、そのまま裁判の中で読み上げられたんじゃないかというふうには感じました。

司会者（伊名波裁判官）

今の点なんですけど、被告人の話については、被告人の供述調書というの取調べがされて、それが朗読されましたね。それとまた被告人本人から直接目の前で聞くということについて重複している部分とかありましたか。

裁判員経験者（1番）

被告人の立場から言うと、悪いことをした事実は事実なので、検察側の言うことは当然聞かなきゃいかんという、そんな感じに受け取られたような気がします。

司会者（伊名波裁判官）

被告人の話については、被告人の供述調書の朗読のほかに被告人質問もやったんですが、重複している部分はありましたか。

裁判員経験者（1番）

何点が重複というか、被告人の答弁の中で自分の気持ちを素直に述べておられるんかなと、ふと思う部分も中にはあったんですが、与えられた環境の中で、そういう今まで話したこと、その延長線上にあったんじゃないかというように思います。

司会者（伊名波裁判官）

同じ内容の証拠を書類の朗読という形と被告人本人から直接目の前で聞くという形の2つの証拠調べがあったということに結果としてなってるんですけども、どちらがより鮮明に記憶に残っておられますか。

裁判員経験者（1番）

物的証拠がない中での判断だったもんですから、私もお酒が好きなもんですから酔って分からんというときもたまにあります。そういう気持ちも酌み取れる部分もあったもんですから、非常に判断が難しかったというか、検察側の調書の内容、また弁護人が発言する内容、ある程度そこまで行き着く5箇月間拘置されて長期間拘置されておったもんですから、いろんな考えがその5箇月間の中で思いもあり、裁判に臨んでこられたんだなというふうには思っておりました。その辺、今後検察側の事情聴取、いろいろあると思いますが、被害者の意見を相当酌んで今回やられたんかなというふうにも考えますし、また加害者についても自分の言ってしまったことは取り返しがつかないような状況があったんじゃないかと、弁護側の方もおられたんですが、弁護側のいろんな答弁を聞いてたんですが、既成事実として検察側が自白したこと、自白というか、否認になってるんですが、ある程度しゃべったことがそのままずっと持っていかれたんかなと、それに基づいて弁護されたんじゃないかというふうに感じました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。じゃあ、6番さんにお伺いします。6番さんは、2つ事件があって、第1事件と第2事件、いずれも争いがある事件だったんですが、第1事件の強制わいせつ強盗の事件については、わいせつ行為の中身について、態様に争いがあった事件ですね。被害者については、被害者の証人尋問も行われたわけなんです。その前にそれとまた別に被害者の供述調書の朗読というのも30分ぐらいあったんですけれども、そういった調書の朗読があって証人尋問も行ったということについてどういうふう感じられましたか。

裁判員経験者（6番）

強制わいせつは第1事件でしたね。Aさん本人が出てこられてしゃべられた件で

したね。やはり本人さんが直接出てこられて事件の真相を自分で告白をされてます。未成年者の方が出てこられて、そこを詳しく自分のことをちゃんと説明をされてましたんで、非常に信用性にはうなずける点があります。それに対して被告人がそれを反論というか、違うということに対してどちらが正しいのかということを見ていく中では、どちらが正しいことを言ってるかというのは明らかであったんで判断的には非常にやりやすかったなというふうに思ってます。

司会者（伊名波裁判官）

被害者の方の話なんですけれども、証人尋問とプラスアルファで供述調書の朗読というのもあったんですが、全部被害者に法廷で語ってもらいたいという思いはありませんでしたか。

裁判員経験者（6番）

そのときの本人さんもやっぱり記憶でしゃべられていますから、そこはちょっと難しいかなと思います。だから、やはり最初は調書をとられたものを読まれるほうが我々にとってもよく分かるかなと、それに対して整合性がとれるかどうかについては、本人さんの意見と合ってるかどうかを確認するほうが分かりやすいというふうに思います。

司会者（伊名波裁判官）

それから、第2事件は強盗強姦の事件なんですけれども、被害者のBさんの証人尋問はなくて、共犯者の尋問だけだったんですが、被害者のBさんから直接話を聞きたいという思いはありませんでしたか。

裁判員経験者（6番）

直接話を聞きたいとは思いますが、代わりにお母さんのほうが出られたと思い

ます。その場を見ると、やはり出てこれない状態だというふうにそこは感じましたので、相当ひどい被害に遭われてるなということで感じましたんで、お母さんが出てこられて非常に私もジーンとききましたし、今の状況というのが理解できたなど。被告人も同じようなことを言ってましたけど、自分がどんなことをしたのかというのをやっぱりその場で更に反省をしたというふうな言葉が聞けたんで、そういう意味では非常によかったというふうに思ってます。

司会者（伊名波裁判官）

それから、共犯者については、証人尋問を第1事件、第2事件ともやったんですけども、その証人尋問のほかに同じ共犯者の供述調書、7つの取調べがされて1時間以上それに要したんですけども、その共犯者の供述調書の朗読を聞かれての疲労感とか集中力とか理解しやすさなどはどうでしたか。

裁判員経験者（6番）

非常にしんどかったのは、意見が食い違ってる点です。どちらが本当のことを言ってるのかというのがよく分からないという点ではちょっとしんどい面もありました。

司会者（伊名波裁判官）

共犯者の話として共犯者がどういう言い分なのかということを理解するという点について、1時間以上その共犯者の供述調書が朗読されるということについて負担感とかはいかがでしたか。もちろん共犯者の人については目の前で証人尋問をして話は聞いてるんですが、それと同時に共犯者の供述、書面の証拠が朗読されたと思うんですが、例えば重複してる部分はなかったですか。証人尋問の中身と供述調書の取調べという点で。

裁判員経験者（6番）

重複してる面は多々あって同じ繰り返しを聞かされてる気持ちは十分ありました。同じことを何回も聞かされてるなという思いはありました。

司会者（伊名波裁判官）

いっそのこと全部証人尋問でやってほしいというようなことは思われませんでしたか。

裁判員経験者（6番）

それは、共犯者が来られてしゃべられる点は、非常によかったと思います。ただ、書面的に重複してる面は整理していただければ、もっと簡単だったかなというふうには思います。

司会者（伊名波裁判官）

それから、今度は8番さん、今6番さんが言っておられた共犯者の事件を担当されたわけなんですけれども、これは第1事件、第2事件共に共犯者の尋問だけで被害者の証人尋問というのは全然されなかったんですけれども、被害者のAさん、Bさんから、直接話を聞きたいとか確認したいと思われた点はなかったでしょうか。

裁判員経験者（8番）

さっき言われたように、お母さんが出てこられて一応その状態を言われたときに、本人だときついんじゃないかというのは感じました。

司会者（伊名波裁判官）

もし本人さんが出てこられるようであったら、聞きたい部分、確認したい部分というのはなかったでしょうか、直接確認したいというような点は。

裁判員経験者（８番）

そこまでは、いまいち考えてませんでした。

司会者（伊名波裁判官）

それから、これも６番さんと同じ質問になるんですけども、共犯者については証人尋問のほかに共犯者の供述調書という書面の証拠が朗読がされたんですけども、重複とかはなかったですか。

裁判員経験者（８番）

中にはあったと思うんですけど、ちょっと長くは感じました。

司会者（伊名波裁判官）

もう全部いっそのこと証人尋問でコンパクトに聞いてほしいというような思いはありませんでしたか。

裁判員経験者（８番）

半分は、そういう面がありました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。それから、５番さん、お待たせしました。危険運転致死の事件で、飲酒で正常な運転が困難だったかどうかという点と、被告人にその認識があったかどうかという点が争点だった事件なんですけれども、それが争点になっているために証人が非常に多かった事件ですね。８名の証人の尋問がされた事件なんですけれども、その８名の証人尋問については、それぞれがよく頭の中に入っただけでしょうか。

裁判員経験者（５番）

全部は入りにくいです。一応は入りましたけど。

司会者（伊名波裁判官）

なぜ頭に入りにくかったんでしょうか。

裁判員経験者（５番）

入りにくかったのはなぜでしょうか。自分なりにいろんなことを考えました。事件のことを考えたばかりで、ああいうことになったんだろうと思います。私だったらこうしとる、ああしとる、この人はどういうふうにしたんじゃないだろうか、いろんなことを考えて。

司会者（伊名波裁判官）

証人の数が多いということで、どの証人がどういう内容の証言をしたのかということ混同するということとはなかったですか。

裁判員経験者（５番）

混同はありませんでしたけど、お母さんが出られましたよね、あの人の証言が割合はっきりした証言でしたね。ほかの人よりかあの人の証言が一番はっきりしとりました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。検察官，弁護士，裁判所の立場から，今いろいろ証人尋問と供述調書の朗読について御意見，御感想を伺ったんですが，何かございますか。

法曹三者（瀬戸検察官）

いろいろと貴重な御感想を頂きまして、検察庁としては、今後も分かりやすい立証をしていきたいと考えております。

法曹三者（西本弁護士）

最後に話していただいた方の話を聞いて、証人尋問をやるとしても何か尋問の仕方をやっぱり我々も工夫しなきゃいけないのかな、だらだらやる証人尋問だとやっぱり聞きにくい面もあるのかなと思いました。ありがとうございます。

法曹三者（芦高裁判官）

裁判官の芦高です。3番さん、4番さんは同じ事件を担当されて、先ほど4番さんからは被告人質問のときに被告人の人となりというか、そういうようなものが一体どんなものなのかというのを知ることができるかというようなことを非常に興味を持って法廷に臨まれたというお話を聞きました。担当された事件は親族間の事件で、例えば、ほかの家族がこの事件をどういうふうに見てたのかを供述調書だけじゃなくて、じかに聞けるような機会があれば、もっとそういう被告人の人となりとか、人生観というんですかね、そういうことをもっと知ることができたんじゃないかなというふうに私は感じたんですけど、その点はどのように感じられたでしょうか。

裁判員経験者（4番）

私も後でよくよく今おっしゃったことを、ずっとそれもひっきり考えてました。よく冷静に考えても私のほうは4日間の貴重な経験をさせてもらったんですけど、それで見たと例えば証人とか、被告人、普段との比較ができないんですよ。だから、性格性とか、いろいろ検察側、弁護士、双方とも事件を通して人を見てるから比較のしようがないんですよ。その場だけで、一時的な面で、それがどれほどのもんか

ということはありませんけど、だから比較しようがないんでどうかな、どういふふうに捉えればいいのかなというような形がありますよね。だから、私の場合の関係者の証人尋問にしても、多分ああいう場で発言なさるのは初めての経験でしょうし、緊張感とか、まだ精神的な被害とか、多分冷静な受け答えは恐らくできないと思います。私もできないと思います。そんな中でどういう判断されるかというのも、これもまた十人十色の失礼ながら受け止め方、捉え方じゃないかと思います。

法曹三者（芦高裁判官）

3番さんは、いかがですかね。

裁判員経験者（3番）

被告人のお姉さんと息子さんという書面だけだったんですけども、直接意見をお伺いしとけば、まだ意見というか、見方が変わったのかもしれないというのはあります。

法曹三者（芦高裁判官）

そのあたりは、やはり書面だけじゃ、もう少し聞きたいことがあるのにというようなところがあったとしても確かめられないとか、そのあたりですかね、問題としては。

裁判員経験者（3番）

はい、そうです。

司会者（伊名波裁判官）

それでは、評議について御意見なりをお伺いしたいと思います。評議の際に自分なりの意見をしっかり述べる事ができたかどうかという、その点についてお伺いした

いと思います。じゃあ，1番さんからお願いします。

裁判員経験者（1番）

評議は，なかなかお互いに忌憚ない意見がみんなそれぞれの考えが違い，また今回わいせつということで女性の方もおられて，評議するのに居づらい面もありながら，ある程度のここまでは女性だけ聞いてくださいというような言い方で評議が進んでいったと思います。また，皆さん，忌憚ない意見を出してくれて，評議も最終の段階になってその評議をまとめるという非常に難しい場面もあったんですが，裁判長さんのほうでなかなかきばきと中をとるといのはおかしいんですが，評議の全体の意見をくみ上げて判決が決まったというふうに思います。評議の中で誰一人として加わらなかった人がいないもんですから，またうちの場合，強制わいせつでどういう状態でどういう状況を起こしたんだということで立って現実的に裁判員同士で格好まで，ジェスチャーじゃないんですが，こうやったんだろう，ああやったんだろうと，こういう方法もあるやないかと皆さんが一生懸命内容を加害者のとった行動，また被害者の状況，その辺を非常にみんなで考えておったと思います。非常によかったと思いますし，また私も非常に勉強になっているいろんなことを教えられたというふうに思っております。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。ちょっと評議について御意見を伺うんですけども，これは後ほど守秘義務についてもどうお考えですかという御質問をさせていただきますが，自分がどういうふうな意見を述べたか，ほかの人がどういう意見を述べたかということは一応守秘義務に関わるもんですから，これから意見の評議に関して自分なりの意見を述べるのができたかということについて伺っていきますけども，その点は御配慮をしていただきたいと思います。1番さんは全然問題なかったです。2番さん，どうぞ。

裁判員経験者（2番）

私の場合も強制わいせつ未遂と強制わいせつ，それから強制わいせつ致傷，性犯罪ですから女性の裁判員と補充裁判員が各1名ずつおりました。皆さん，私もそうですけども，皆さんもお互いに意見を出し合って，とても和やかな雰囲気が進められました。私が思ったのは，こういう性犯罪については男女同比率ですか，裁判員，それと補充裁判員，そうするともっと男性，女性のお互いの性的な公平な裁判ができるんじゃないかなと感じました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。3番さん，お願いします。

裁判員経験者（3番）

評議についてなんですが，私の場合は，身内間の殺害というふうな裁判だったんですが，論点が少な過ぎてみんな困ってはないんですけど，意見が少なかったのかな，少ないというか，難しかった案件だったとは思いますが。ただ，評議が続くにつれて，皆さんはだんだんと意見が出るようになっていったのはよかったと思います。

司会者（伊名波裁判官）

4番さん。

裁判員経験者（4番）

私は，先ほどおっしゃった3番の方と同じ裁判に参加させていただきました。いろいろ評議の中で私が感じたこと，私はどちらかといえば，失礼ながら過ちも犯すんですが，しゃべり過ぎるほうかも分かりません。だけど，私どもの6名プラス2名の補助員で女性もいらっしゃいました，20代の方もいらっしゃいました。やっぱりこれが裁判員選定の難しさだと思うんですけど，やっぱり緊張感とか，その場の

雰囲気もあるでしょう，しゃべること自体が得手，不得手ということもあるんじゃないかと思います。その点では，ここにいらっしゃる裁判官が上手にスムーズにリードしてもらった，そういう面ではありがたかったと思ってます。評議の最終的な量刑を決める評議の中で，ちょっと私はずっとひっかかって考えている。今もってありますけど，ある方が量刑の判断材料の中で社会復帰ということを言われました。社会復帰って何だろうかと，今こういう時代で罪を犯した人，世の中を受け入れられる人，また刑を終えて出ることが社会復帰かどうかという在り方とか，本人がどういうふうに捉えてるかということを考えたら，ちょっと頭が痛くなりました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。じゃあ，5番さん。

裁判員経験者（5番）

話をすることはあまりないんですが，私のときに警察官の人が証人に立たれました。警察官の人がいよいよなかなかお話しにならないんです。それで，時間が長くなりまして，間に休憩を入れて大方5時間ぐらいかかったと思います。あれをもっと短くしてもらいたかったですね。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。じゃあ，6番さん。

裁判員経験者（6番）

私のほうも率直な意見としては述べる事ができたと思います。ただ，法律のことがよく分かってないという面もたくさんありますんで，裁判長には，いろいろ聞くことばかりで，そこら辺からスタートしたかなというふうに思います。特に中では，示談してるのに何で裁判になるのかなというところも含めて，正直最初は分

からなかったんですけど、いろいろ勉強させてもらったなというふうに思います。  
非常によかったと思います。ありがとうございます。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。7番さん、どうぞ。

裁判員経験者（7番）

評議自体は、すごい私たちも分かりやすく、女性も評議の中にまじっていたので、男性と女性の意見の違いとか、感じ方の違いというのを話していただけたんで、さっき2番の方と同じ裁判だったんですけど、同数にしてやってもらったらもうちょっと違う意見というのも出たと思うんですが、少なくとも今回のメンツでやった中ではすごい実りのあるというか、みんな意見を言い尽くしたんじゃないのかなというくらい話ができただけで、すごい満足してます。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。8番の方、どうぞ。

裁判員経験者（8番）

私自身も最初は緊張してましたけど、裁判長がいろいろお話しされて、その中で最初はあまり意見が出なかったのですが、皆さんがいろいろ意見を出されて私自身も割と意見が言えるようになりました。最後には、割とみんなほとんどの方も意見を言いまして割といい経験をさせてもらいました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。量刑の評議に入ったときに、裁判官から量刑に関する説明というのがされたかと思うのですが、量刑に関する裁判官からの説明というのは

十分理解ができたんでしょうか。1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者（1番）

評議の中でいろんな意見があって、それをどう結論づけるかというお話で、皆さんが自分の意見を述べて自分の量刑を主張しながら妥当性、納得して決めていかれたので、そう大きい問題はなかったように感じます。

司会者（伊名波裁判官）

では、2番さん。

裁判員経験者（2番）

私のときは、事前にビデオで過去の量刑を映してもらって、それと裁判官、裁判長の大体のこういうあれというのと、それと検察官の求刑ですか・・・。

司会者（伊名波裁判官）

裁判官からの説明の中身なんですけども、要するに量刑というのは、被告人が行った行為に見合った責任の程度を明らかにすると、その行為というのは、どういう行為を行ったかという行為の態様と、それから結果、それからなぜそういうことをしたのかという動機、そういったところで大体刑の大枠が決まって、その中で被害弁償とか示談をしてるかどうとか、被害感情とか、遺族の方の処罰感情とか、被告人の反省の程度、前科の有無、それからこれから更生の見込みなり、更生環境なりというんで、また更にピンポイントで決めていくという、そういった内容の説明があったかと思うんですが、その点の説明なりが十分理解できたんでしょうかという、そういう質問なんですけども。

裁判員経験者（2番）

皆さんというか、紙に書いて最初・・・。

司会者（伊名波裁判官）

そのやり方はいろいろあると思うんですけども、先ほど私のほうから説明させていただいた量刑の基本的な考え方というのをずっと自分なりに理解できたかどうかということなんですけど。

裁判員経験者（2番）

理解できました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。3番さん。

裁判員経験者（3番）

裁判長が分かりやすく丁寧に説明してくれたので入りやすかったです。

司会者（伊名波裁判官）

4番さん、どうぞ。

裁判員経験者（4番）

もちろん我々は刑法を知りませんし、裁判長が親切丁寧に教えていただきました。非常に参考になりました。ただ、私は後で個人的な思いとすれば、実際裁判に子が親を殺す事件にその場で4日間立会いをさせていただきまして、日頃ニュースで聞くのと実際に違うのはやっぱり個別に内容は違うかと、一つの自分自身の中で、これはこれから広がってくる大きな社会問題の一つかなと思いましたけど、一つの目

安の中で評議の中で刑の物差しという言葉も出ました。だけど、私に全く個人の意見ながら目安とすれば介護の状態，介護認定じゃないですけど，それぞれのそれに精神的に加わる苦痛というのは個々では違うと思いますけど，ある程度目安があってもいいんじゃないかと，じゃないと私は正直今思いますけど，ただの殺人じゃないかと思いました。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。5番さん。

裁判員経験者（5番）

私は，量刑を言われても素人で一切分かりません。

司会者（伊名波裁判官）

6番さん。

裁判員経験者（6番）

求刑に対しては納得して理解をしました。

司会者（伊名波裁判官）

7番さん，どうぞ。

裁判員経験者（7番）

裁判官の方のこういう考え方がありますとか，ほかの事例の説明とかもありましたんで，結構まとめやすく行けたと思ってます。

司会者（伊名波裁判官）

8 番さん，どうぞ。

裁判員経験者（8 番）

最初はいろいろありましたが，最後には理解できました。

司会者（伊名波裁判官）

では，守秘義務についてなんですが，どういうふうに今現在お考えでしょうか。  
1 番さんから伺いたいと思います。では，どうぞ。

裁判員経験者（1 番）

どこまでの範囲が守秘義務か，私もその後5箇月ぐらいたつんですかね，いろいろ考えてみたんであれなんですが，一応家内には若干話はしたんですが，周りの人にはできるだけ，会社のほうにも休んで来るもんだから，こういう裁判へ行きますよという内容は話したんで，その中で裁判の中身は話すわけにはいかんということは聞いてたもんですから，一応その辺は心の中で思って相談したいなという，その後の問題もあの人はどうなってるんだろうとかか今でも思うときがあります。特に被害者の方は当然精神的苦痛が大きかったと，また加害者の方は刑の重さがあって本当に社会復帰できるんやろうか，あと数年も保護観察で本当に大丈夫かなというようなことをちょこちょことしたときにそういう思いが出てきて，つい家内にも言ってしまうような雰囲気も出てくるんですが，非常に難しいという感じました。

司会者（伊名波裁判官）

守秘義務というのは，評議の場ですよね，評議の場で誰がどういう意見を述べたか，どういうふうにして結論が決まっていったかという，そのことについては秘密にしておかないと自由で率直な議論ができなくなりますよ，だから守秘義務という

のはあるんですよという，そういうことなんですけども，だから法廷で起きてること，これについては守秘義務はないんですよ。だから，それはいくら話をされても結構だと思うんです。評議の中身ですよ，そのことについて守秘義務が科されてるんですが，その点についてどういうふうに考えられてますかという，そういうことなんですけど。

裁判員経験者（1番）

中身のことは当然しゃべらないんですが，どうなったかなということは，その内容が伴ってどうなったかなって相談したいぐらいの中身の問題を出さないと，ちょっと相談もできないなというのはあります。

裁判員経験者（2番）

守秘義務はあって当然のこととっております。これは，公には出せないもので，こういうことはないといけないとっております。

裁判員経験者（3番）

2番の方と同意見なんです，評議についての内容は出さないほうがいいと思うので守秘義務はあったほうがいいと思います。

裁判員経験者（4番）

そういった意味の守秘義務というのは必要だと思います。それは，参加したときに当時の裁判長さんから教えられました。今日も改めて聞きました。私も家内と何人かの友達には既に話しました，概略ですけど，でないとも私もこの貴重な体験を大ざっぱでも議論しないと，中身の詳細は全く言いませんけど，無意味になるんじゃないかと思ってましたんで，今日改めて守秘義務の範囲が分かりましたんでありがたかったです。

裁判員経験者（５番）

私は話をする相手がおらんのですよ。いよいよ友達もおらんし，家族もおらんし，  
ですから守秘義務は私には全然関係ありません。

裁判員経験者（６番）

私も守秘義務の範囲というのをあまり理解していませんでしたんで，今日聞いて，  
ある程度周りの方に相談を持ちかけてもいいのかなと，評議の場に出る内容につい  
ては当然守秘義務は必要だというふうには思います。特定の場所とか，そこら辺が  
出てきますから，それ以外であればこういった経験を積んだということでプラス方  
向であれば言ってもいいのかなというふうに思います。

裁判員経験者（７番）

皆さんの意見は，ちょっと僕の勘違いなのかもしれませんが，守秘義務を聞か  
れたのは，守秘義務の在り方が分かりやすかったことなんですかね。

司会者（伊名波裁判官）

守秘義務をこれから一生科されていくということになるんですけども，それぞれ  
が担当された事件の評議の中身について，そのことについてどう思われますかとい  
うことです。

裁判員経験者（７番）

だから，今自分が裁判で聞いたことを自分の中に秘めていくというか，それがス  
トレスにならないかってことなんですか。

司会者（伊名波裁判官）

裁判の中で聞いたことじゃなくて，評議の際に話し合った中身ですね。誰がどういう意見を言って，どういうふうに結論が決まっていたかという，その中身について誰にも話さずに，これから生きていくという，そういうことなんですけど。

裁判員経験者（7番）

ちょっと私は，この守秘義務に関して，最初多分裁判官の方から口頭で説明を受けて，裁判中にいろんな被害者の名前とか，場所とか，事件現場を聞いて，ちょっと守秘義務自体が分からなくなって帰ってから調べたんです。裁判中に出たことは大丈夫だとか，いろんなのを聞いて，ここまでは言ってもいいんだ，いけないんだというのがもうちょっと説明として分かりやすかったほうがよかったんじゃないかなというのがまず1個あったんです。それこそ紙で守秘義務というのをもう一回確認できるように。そして，あとは話していい範囲で話して自分の意見というのを周りの人とすり合わせができれば，多分裁判員のほうの精神的ストレスというのも減るんじゃないかなというのはちょっと思いました。

裁判員経験者（8番）

守秘義務はあったほうがいいと思います。

司会者（伊名波裁判官）

ちょっと時間も押してまいりましたが，最後に，これから裁判員を務められる方へのメッセージをお願いしたいと思います。では，1番さんから。

裁判員経験者（1番）

私も裁判の素人で何も分からんままおりましたが，社会人としての常識，経験を踏まえて自分の考えというか，意見として述べられる場を与えられ，みんなと評議

すれば必ず合意できるのかなというふうには今回参加して納得できた状態です。ただ、裁判のことについての裁判員制度の問題を考えるとところが、若干、法を犯した人を罰する、また、更生させるという主眼で刑事事件を今回裁判員がやってるということなんですが、考え方はちょっと変わるんですが、法をつかさどるということで司法があって法を守らせる、また法を破った方に罰を与える、破らんようにするにはどうすればいいか、それらのことをいろいろ夜も寝れんで考えて法の公正さ、それから法の時代変化についてきてるんか、法がどうなってるんやというようなところまでつい考えるようになりまして、飛躍した意見になってしまうので今日はあまり話もしませんが、裁判員制度に選ばれた方が、今後はこの裁判についてだけの狭い視野で物を考えるんじゃなくて、もっと大きな今の世の中で立法と行政と司法の3つの三権があって権力があるんで、その司法のほうが、あと立法と行政が今非常に厳しい状況でいろいろありますが、頑張っていたきたいというふうには考えて、何とかそこらを裁判員に選ばれる方、今後そういう目で角度を変えて考えていただける場があればいいかなというふうに感じます。

#### 裁判員経験者（2番）

皆さん聞きますと選ばれるまでは私もそうです。私が選ばれなければいいと思ってました。しかし、裁判に参加してだんだんと感じたことは本当にいい経験になりました。先ほども言いましたけど、機会があればまた参加したいような気持ちです。ですので、これから裁判員になられる方も嫌とは思いますが、前向きな姿勢で参加してもらいたいです。

#### 裁判員経験者（3番）

これから裁判員になられる方へのメッセージなんですが、やったほうがいいというのが意見です。

#### 裁判員経験者（４番）

私も基本的には大いに積極的に参加してもらって、貴重な体験を積むべきだと思います。ただ、一方で私の批判と受け取っても構いませんけど、誤解のないように申しますけど、私が地裁から呼出しを受けて当時３４名の候補者の方がいらっしゃいました。もちろん性別、年齢別いろんな方がいました。何より驚いたのは、服装は自由と言いながら多種多様で、これが時代かなと思いました。それを一時的に私も納得はしましたけど、一方では裁判長を初め裁判官、きれいな正装をなさって、場の雰囲気はどうかなという、他方では時代感覚を認めながら、他方ではウーン、どうかなというような複雑な心境です。

#### 裁判員経験者（５番）

私は、今日出席して皆さんが本当に立派なのでたまげております。私はやじ馬でした。本当にこれからも裁判員に出たくありません。

#### 裁判員経験者（６番）

裁判員にこれからなられる方ということなんで、非常に貴重な体験になるということでも向上心を持ってもらえる方にはやっぱり出ていただきたいと、やっぱり最初はやりたくないという気持ちの方も多いと思われそうですけど、そこを何とかもうちょっと制度が分かりやすければもうちょっと最初から取り組みやすいんじゃないかなというふうに思います。最初はやっぱり不安しかないと思いますんで、そこが抜ければいいかなというふうに思ってます。

#### 裁判員経験者（７番）

これから裁判員になられる方という話ですと、やっぱり精神的に最初のプレッシャーというのはすごいあると思うんですが、実際裁判員を経験するとすごい勉強になることがたくさんありますんで、積極的にやっていただいて、この裁判所の入

り口にも書いてあったんですが、その人の意見をしっかり反映していってくれるようになると思うんで、どんどん積極的に参加していってくださいというのが私の意見です。

裁判員経験者（8番）

私自身もいろいろ不安がありましたが、非常に貴重な体験をさせてもらって自分自身は振り返ってみてよかったと思ってます。これから裁判員になられる方も本当に最初は不安だと思いますが、参加して自分自身がいろんな人の意見を聞いたりすれば非常に貴重な体験だと思います。

司会者（伊名波裁判官）

ありがとうございます。では、出席されている検察官，弁護士，裁判官から一言お願いしたいと思います。

法曹三者（瀬戸検察官）

検察官の瀬戸です。本日はいろいろと御意見をお伺いいたしましてありがとうございます。皆様が非常に真剣に公判，審理，評議等に取り組んでいただいたことが分かりまして本当に感謝申し上げます。今後，検察庁としても適正に立証等していきたいと考えておりますので，よろしく申し上げます。

法曹三者（西本弁護士）

弁護士の西本です。先ほど裁判官の質問で行為責任がどうこうと割と難しい質問があったんですけども、まさにそういうところがなかなか難しい概念なんだなというのが実は僕は全然問題意識を持ってなかったんですね。今日，皆さんの御意見を聞かせていただいて，僕らが全然思ってなかったようなところにまだ難しさというのが潜んでるんだなとよく分かりましたので，また法曹三者で考えて今日の話を変

正に向けてつなげさせていただければと思ってます。今日はありがとうございました。

法曹三者（芦高裁判官）

本当に今日はどうもありがとうございました。最後に、ちょっとこういうことを言うのはあれかも分かんないんですけど、新聞報道とかによると裁判員裁判の審理の分かりやすさのポイントが年々下がってるというような報道もあるんですよね。もしどなたからでも構わないんですけども、御自身が経験された事件ということだけじゃなくて、もし分かりやすさというようなところで、もっと何か工夫するような点とか、この点はどうなのかというような御意見があれば伺えたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

司会者（伊名波裁判官）

どなたか、6番さん、ちょっとややこしい事件に関わられて。

裁判員経験者（6番）

できれば最初に日数だとか、内容とかは聞けるものなのかどうか、合ってますかね、質問に、ちょっともう一度質問を聞いてもいいですか。

法曹三者（芦高裁判官）

そういう審理の内容自体、例えば証拠調べとか、当事者の説明とかの分かりやすさのポイントがどうも施行1年目、2年目、3年目と比べるとだんだんアンケート結果からしても下がってきてるんじゃないかというような新聞報道がなされてるんですね。何かその点でちょっと気付かれたようなことがあれば、この機会に伺えればというふうに思ってるんですが。

裁判員経験者（４番）

３年目とお聞きしましたんですけど、こだわった物の言い方をさせていただくと、初年度、２年目はいかがなもんかと思えますけど、こちらの裁判所からの案内でも服装は自由とありますけど、外観から来る以上、拝見する以上、私もそのような比較はできないですけど、そう感じる、こんなもんかなというような気は外観からはします。少なくとも裁判員というのは、経験させてもらって裁判官と同じ壇上で１段高いところで、余りにもギャップ差というのが年代から来るもんか分かりませんが、感じます。たまたま２０代の方が２名おられましたけど、じゃあ、そこにおる人がそのまま出てこられた、人物とは別格のもんです、見た目だけ見ればそういうような気がしないでもないなというような感じがしました。

司会者（伊名波裁判官）

ほかにございませんか。８番さんはいかがですか、８番さんも少しややこしい事件に関与されたわけですが。

裁判員経験者（８番）

非常にややこしい事件だったんですけど、振り返って割と女性と男性の立場は違うんだなというのは非常に感じました。

司会者（伊名波裁判官）

よろしいですか。以上で意見交換会を終了したいと思います、５分ほど休憩して、３５分から司法記者からの質疑応答タイムを設けたいと思います。では、休憩しましょう。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

選任手続当日に午前中に選任して午後から初公判が始まるケースと、翌日とか別

の日に初公判が始まるケース，両方あるんですが，どちらのほうが御都合はよろしいんでしょうか。1番さんからお願いいたします。

裁判員経験者（1番）

心の準備がある程度必要じゃないかと思いますので，選任日とは別の日にお願いできればなというように思います。

裁判員経験者（2番）

私は早いほうがいいなと思っております。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

当日のほうが。

裁判員経験者（2番）

はい。そのほうが一晩悩まなくて，すぐ落ちついてなれるということです。

裁判員経験者（3番）

仕事の調整をつけるにも別の日のほうがいいと思います。

裁判員経験者（4番）

私は時間短縮の点から言うと同日で構わないと思います。

裁判員経験者（5番）

質問がよく分からないんですが。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

すみません。一番最初に裁判員に選ばれる段階なんですが、ある日の午前中に出頭されて、あなたは裁判員になりましたから午後から始まりますよというパターンと、その日決めて、じゃあ、明日始まりますんで明日から来てくださいというパターンと二通りあるんですけれども、どちらのほうがお都合がよろしいですか。

裁判員経験者（5番）

後者のほうです。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

理由も一言教えていただけますか。理由も、もし教えていただけたら、一晩あったほうが良いということでしょうか。

裁判員経験者（5番）

はい、そうです。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

その間にいろいろ考えられたりとかいうことですね。

裁判員経験者（5番）

はい。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

心の準備とかいうことになりますでしょうか、分かりました。ありがとうございます。6番さんも。

裁判員経験者（6番）

私も別の日に設定していただきたいと思います。理由としては、やはり選任される確率が低すぎますから、そういう点で仕事をしてる場合に別の日のほうが調整しやすいです。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

分かりました。ありがとうございます。7番さんお願いします。

裁判員経験者（7番）

私も後日、選ばれてその翌日からとかという感じにしてもらったほうが対応のしやすさがあるんでいいと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。8番さんお願いします。

裁判員経験者（8番）

私自身は、当日のほうがいいと思います。理由は、遠くから来てますので。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

翌日になると1回余計に来なきゃいけないということですね。分かりました。ありがとうございます。2番目の質問に行きます。さっきから結構司会者がよく聞かれてた話とか関係があるんですけども、証拠調べの段階では検察側が調書を朗読する場合と証人尋問で直接その方にお聞きする場合と2パターンあるわけですけども、どちらのほうが理解しやすかったでしょうか。1番さんから、またお願いします。

裁判員経験者（1番）

証人尋問の場合のほうが説得力があるというか、聞いてて信憑性を感じたので、そちらのほうがいいと思います。

裁判員経験者（2番）

私は、証人尋問はちょっと、内容は分かるんですが、朗読するほうが頭に入りやすかったです。

裁判員経験者（3番）

証言される方が緊張し過ぎて、しどろもどろになることがあるもので、書面のほうが分かりやすい点はあると思います。

裁判員経験者（4番）

私は証人尋問がいいと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

理由もよかったら教えていただけますか。

裁判員経験者（4番）

そのほうが加害者というか、その表情とか態度とか、それによってその罪の意識は若干これも考慮に入れるべきかどうかは別として、はかり知れるもんだと思います。

裁判員経験者（5番）

私は書類のほうがいいと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

書面のほうが分かりやすいと。

裁判員経験者（5番）

はい。

裁判員経験者（6番）

理解しやすさでは調書を確認するほうが見やすいと思います。証人尋問の場合は、やはり自分に不利なことは言わないということもあるので、ちょっと信用性等いろいろ欠けるんで、逆に悩んでしまうなというふうな思いがありましたんで、そう思いました。

裁判員経験者（7番）

証人尋問自体は、すごくいいことだと思うんですが、やはり証人の方のしゃべり方とか、態度によっても考え方というのが変わるんで、証人の方の音声だけを聞くとか、実際目の前にあってというんじゃなくて、音声だけ聞くような感じのほうが分かりやすいものもあるのではないかなと思いました。

裁判員経験者（8番）

私は書面のほうがいいと思います。分かりやすかったと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。次の質問です。実際裁判官の方もおられるのでお答えしにくいかもしれないんですが、ここはひとつ正直にお伺いしたいので、評議の中で裁判官の方に誘導されているなど、一定の方向に結論を導こうとされていると、それに乗せられているというふうに感じられた場面がありましたでしょうか。1番さ

んからお願いします。

裁判員経験者（1番）

裁判官に誘導されているということは感じませんでした。特に評議を進めるためには合議の範囲、どこまで範囲があるのか、いろいろ評議の中でも皆さんで考えて意見は違うけど、最終的には誘導じゃなかったようには感じました。

裁判員経験者（2番）

全くそういうことはなかったですね。ただ、我々グループが全部お互いの意見を出し合っただけで、それで分からないこと等は、裁判長、裁判官に質問して説明していただきました。裁判官に誘導されたということは全く感じませんでした。

裁判員経験者（3番）

誘導というふうには感じなかったです。

裁判員経験者（4番）

誘導ということは全くありませんでした。むしろよくサポートしていただいたということです。ただ、質問の趣旨とは若干違いますけど、これも個人的な意見ながら、どんな人が年代とか性別が選ばれようと我々は素人で参加させていただいて、やっぱり思うところは、素人なりに考えを言う意見だけは持つ個々の努力というのは必要だと思いました。

裁判員経験者（5番）

誘導だのということの一つもありませんでした。

裁判員経験者（6番）

誘導ということはないと思います。むしろもっともっとかみ砕いていただいて、理解しやすくしていただいて、よく分かったなということです。

裁判員経験者（7番）

誘導という形ではないんですが、やはり裁判官の方の意見というのを、やり方として投票という形だったんですけど、引っ張られていくというか、そういうのは若干感じたような気がします。ただ、明らかにこっちに持っていかうと裁判官の方がされてるのではないのは自分でも思ったんですが、意見として聞いてるうちにちょっと重たいのかなとか、軽いのかなというようなことで影響を受けたなとは思いました。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

7番さん、それは違和感を感じるレベルではないということですか。必要な主導というか、まとめる役割としてされるべきことであって、7番さんが違和感を感じるような内容ではないですか。

裁判員経験者（7番）

そうです。特別こっちじゃなきゃおかしいとかというようなあれではないんですけど、自然にそういうふうにとろっていくという方向にあったなというのは思いました。

裁判員経験者（8番）

私も全くありませんでした。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。次の質問に行かせていただきます。遺体の写真などは精神的な負担にならなかったですかという質問なんですが、人が亡くなっている犯罪の裁判員をされたのが3，4，5番さんだけなんですけれども，1番さん，2番さん，6番さんから8番さんも，そういう写真でちょっとこれはというものがあつた場合はお聞かせ願えますでしょうか。1番さんからお願いします。

裁判員経験者（1番）

精神的なものはなかったんですが，写真が証拠として提出されて，物的証拠がないだけに，その状況証拠というか，最後にこういう状態でしたという警察官の撮つた写真を見せてもらつて，その中に問題がいくつか隠されてるんじゃないかなというふうには思った部分があつたんですが，特に今御質問の精神的な負担というか，写真を見て精神的な負担はありませんでした。

裁判員経験者（2番）

全くありませんでした。

裁判員経験者（3番）

全くありませんでした。

裁判員経験者（4番）

私は，遺体の証拠写真，これは強烈に脳裏に焼き付けられました。早く忘れたいです。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

4番さんは，そういうものは裁判員には見せるべきではないというふうに思われ

ますか。今後ほかの裁判员裁判で、見なければいけないものだと思われてますか。

裁判员経験者（4番）

いや、それは証拠としてやっぱりやむを得ないことだと思います。ただ、個々がどれだけ受けるかという個人差はあろうかと思うんですが、それはやむを得ないことだろうと思います。

裁判员経験者（5番）

私は見たくありません。

裁判员経験者（6番）

私の場合は、物的証拠の写真ですので、あるべきだと思います。

裁判员経験者（7番）

うちの事件では、そういうのはなかったんで大丈夫だったんですが、ちょっと見るのに覚悟が要ると思うんですが、あったほうが良いと思います。

裁判员経験者（8番）

そのときは少しあったんですけど、今は感じてません。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。次の質問なんですが、来月5月に裁判员制度開始からちょうど3年目を迎えて、それ以降は見直しに向けて随時改善点があれば図られていくということになるんですけども、皆様が裁判员を経験されて気付いたこと、これはもうちょっとこうしたほうが良いんじゃないかとか、改善点とか、そういうものがあれば、本当にどんなことでも結構ですので教えていただけますでしょうか。

1 番さんからお願いいたします。

裁判員経験者（1 番）

非常に難しい問題点なのですが，裁判員制度は刑事事件に対応している部分が，そういうことなのですが，法の公正さとか，法を守る体制，いずれにしても法のことについて裁判員制度でも何かその中に部分的でもいいが，少しずつでも取り入れていって，この裁判員制度というのをよくしていければなというふうに感じました。

裁判員経験者（2 番）

先ほど休憩前にもちょっと出たんで重複するかもしれませんが，できたら特に性犯罪の場合は男女が，裁判員，補充裁判員，同数でやってもらいたいです。難しいかもしれませんが。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

理由は，さっき言われたように，量刑のところで公平に性別ごとの判断がちゃんと同数ごとに出ておさまるようにということです。

裁判員経験者（2 番）

そうです。

裁判員経験者（3 番）

裁判員に選ばれるときに，選ばれましたというある程度決定事項で送っていただいたほうが本人の覚悟もありますし，最初は30人の中での8人なんで，極めて確率は低いと思っていたもので，ある程度最初のうちから選ばれましたというのを決定してくれると心づもりもありますし，そのほうがいいと思います。

裁判員経験者（４番）

これは難しいと思いますが，飽くまでも誤解を招くようですけど，こだわりを持って申し訳ないんですが，広く参加を呼びかけますと同時にやっぱり服装というのが場とそぐわないと，人格とか人物は別としても，どうもそれが年代から来るものでしょうか，どうもちょっとその辺がひっかかっております。

裁判員経験者（５番）

私は分らないのですがね。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

特にございませんか，なしということによろしいですか。

裁判員経験者（５番）

はい，なしでいいです。

裁判員経験者（６番）

３年目ということなんですけど，結構私の周りは全然選ばれてないんで，あんただけ選ばれるねということをよく言われるんですけど，どれくらいの確率なのかなというのがよく分かってないなと，もうちょっとみんなも選ばれてほしいなと，もっと通知をたくさん出してもらえればなというふうに思います。せめて通知だけでもですね。それと，やっぱり会社勤めの場合は，会社の制度がしっかりしてないと，こういう場に行きますよというだけでは何しに行くんやとかいう人も出てきますから，そこら辺の仕組みをしっかりとっていただきたいなと。それと，やる気のある人に対しては，今回選ばれたということですけど，選ばれてほしい人も中にはおっいていいんじゃないかなというふうに思います。

裁判員経験者（ 7 番 ）

私は、選ぶというので日数的なものとか、やっぱりすごいばらつきがある中で、私は自営業なんですけど、それこそ1月、2月だったら逆にマツダみたいな長期公判、長いやつでも全然問題なかったというのがあるんです。だから、選ばれましたという事件で何月だったら、例えば、仕事が忙しいから私は4日だけ、4日、3日の短い短期だけとか、それこそ1月、2月だったら長期も可とかというような感じで、もう少し突っ込んで聞いてから選考に入ったほうがいいんじゃないのかなというのはいすごい思いました。

裁判員経験者（ 8 番 ）

別にありません。

記者クラブ（ 記者クラブ幹事社 ）

ありがとうございます。次は、本当にイエス、ノーで答えていただきたい質問なんですけど、もう一度裁判員に選ばれたいとは思われますか。1番さんからお願いします。

裁判員経験者（ 1 番 ）

くじに当たれば出席したいと思います。

裁判員経験者（ 2 番 ）

イエス。

裁判員経験者（ 3 番 ）

機会があればやりたいと思います。

裁判員経験者（４番）

機会があれば結構です。

裁判員経験者（５番）

もう結構です。

裁判員経験者（６番）

断れないと思ってます。

裁判員経験者（７番）

積極的にイエスです。

裁判員経験者（８番）

イエスです。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。次の質問をさせていただこうと思うんですが、最近、裁判員制度が始まってから３年近くたつので、一審の裁判員裁判で出た判決が控訴されて高裁でひっくり返ると、破棄されるケースが結構出てきています。具体的にはいろんな例があるんですが、今僕がちょっと問題にしたいのは一審で無罪だったのに二審で有罪になるとか、一審で有罪だったのに二審で無罪になるとかいう、そういう有罪、無罪がひっくり返るケースについて想定していただきたいんですけども、そういう判断をどう思われますでしょうか。皆さんが出された判断が高裁でひっくり返る、そういうことについてどう思われるかということをお伺いしたんですけども、１番さんからお願いいたします。

裁判員経験者（1番）

控訴審で問題があれば，考え方もいろいろあるんで高裁判断で私はいいんじゃないかと思います。

裁判員経験者（2番）

私も同感です。判決が下ったからといって，やっぱり疑わしいことがあれば何回でもやり直したほうが，それはいいと思います。

裁判員経験者（3番）

1番，2番さんと同意見なんです，いいと思います。

裁判員経験者（4番）

私は，現在の裁判制度ではやむを得んことだと思います。

裁判員経験者（5番）

裁判員が，素人が口の出し過ぎだろうと思います。

裁判員経験者（6番）

非常に難しいんですけど，要は被害者の負担がどんどん増えていくんで，その点は考慮してあれば，納得いくまでやるべきかなと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

被害者の負担が増えるというのは，具体的にはどういうお話ですか。

裁判員経験者（6番）

それは，やっぱり思い出して，その場で述べないといけないということが何度

も続くと、それは非常に苦痛だと思います。

裁判員経験者（7番）

コストがかかってくる問題なんでちょっとどうかと、正直僕たちは裁判員でやったので決定のほうがいいとは思いますが、やはり第三者的立場の考え方も入ったほうがいいので、今は条件付であっても仕方がないと思います。

裁判員経験者（8番）

難しい質問ですので別にありません。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございます。もう一つその質問の関連で有罪無罪が高裁でひっくり返る場合以外に、高裁、控訴審の判決が差し戻すというケースがあります。もう一回地裁でやり直せと、もう一回裁判員裁判で地裁でやり直せという判決を高裁が下すことがあります。こういうふうに裁判員裁判、一審判決であったものが上に上がって高裁で差し戻され、もう一回別の裁判員の構成で地裁でやり直しなさいというパターンと、高裁が自分で判断されて有罪無罪を出されるパターン、大体ひっくり返ると思うんですけども、どちらのほうがよろしいと思われませんか。1番さんは、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

高裁でまた差し戻すというお話なんですけど、差し戻されて審議される方々は大変だと思うんですけど、裁判員の方はまた変わられると思うんで、とにかく高裁の思いがあって判断したことだと思うんで特に・・・。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

どちらがいいということではないと。

裁判員経験者（1番）

そうです。その裁判員裁判がもう一回同じ裁判をすることはないと、どうなるか分かりませんが、差し戻されたらもう一回やるしかないと思います。

裁判員経験者（2番）

差戻しじゃなくて、上の・・・。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

自判といますが、高裁が自ら判断されて有罪無罪をそこで決めるというほうがよろしいですか。

裁判員経験者（2番）

素人判断ですけど、そう感じました。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

もし理由があったら端的にでも教えていただけますか。

裁判員経験者（2番）

同じところでまた同じことをしても変わるかもしれないですけど、地裁でされたことを高裁で差し戻すというのは何らかの高裁の考えがあってのことですから、もう一回地裁じゃなくて高裁が判断したんですから高裁にやってもらうほうがいいと思います。

裁判員経験者（3番）

コスト的なことから考えても高裁で決められたものを差し戻すよりは、もう高裁の判決に従ったほうが、コスト的に考えてはいけないんでしょうけども、コストが安くつくのかなとは思いますが。

裁判員経験者（4番）

私は、差し戻し裁判について新たな事実が出れば、これはやむを得んことだろうと思います。ただし、昨今一部の中で何か世論の風潮とか、被害者の感情とかがちょっと個人的にはウエートがものさしの中で高くなりつつあるのかなというような感じを受けないでもありません。

裁判員経験者（5番）

差し戻しは、自分たちが裁判しないんですか。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

そうです。また別の構成でされると思います。

裁判員経験者（5番）

自分たちが裁判すればいいじゃないですか。

裁判員経験者（6番）

私の場合は、高裁で判断するべきだと思います、差し戻しはなしで。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

理由もお願いします。

裁判員経験者（6番）

理由については、高裁のことはあまりよく分かってないんですけど、当然プロの方で一番理解をされてるというふうに思いますから、我々が判断するよりはそのほうが真実を見抜くと言うちゃあいけないですけど、新たな真実、そこら辺が当然あってのことだと思えますから、判断できるところは判断していただきたいと思えます。

裁判員経験者（7番）

私は、差戻しは賛成です。素人でも裁判員の民意が出ると思うんで何度でも差戻しでいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者（8番）

私は、高裁の判断がいいと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

理由も教えていただけますか。

裁判員経験者（8番）

別にありません。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

ありがとうございました。次の質問に行かせてください。さっき4番さんもお話をされてましたが、被害者参加制度を利用して被害者の方ですとか御遺族が法廷に出てきて求刑意見を述べられたり、被告人質問を自らされたりするケースが結構あります。その中には処罰感情が強い発言が多かったりとか、涙を流されて言葉に詰まったりとかいうシーンが結構あると思うんですけども、そういうのを見られて

も冷静な判断というのは揺るがず皆さんはできますでしょうか。できたんでしょうか、いかがでしょうか。1番さんからお願いします。

裁判員経験者（1番）

処罰感情が強い発言が多くなるので、裁判員の意見が偏るのではということ考えています。冷静な判断は、また難しい部分もあるうかと思えます。

裁判員経験者（2番）

多少感情が入るとは思いますが、冷静になって公平に判断していくしかないと思います。多分できるとは思いますが・・・。

裁判員経験者（3番）

誘導されるかもしれないんですけども、評議の中で時間を追っていくうちに冷静な判断ができると思えます。

裁判員経験者（4番）

私は、被害者の感情に、先ほど言ったように、ウエートが高まりつつ世論とか、そういう同情的なもんがありますけど、確かに、私が逆の立場で被害者の身になれば分からなくないと思えます。他人事だから言えるんかも分かりません。しかし、はっきり言って間違ってると思えます。裁判の基本的な問題として、やっぱり憎しみとか恨みを買うというのは、本人も被害者の方もやっぱり苦しみをずっと一生背負うことになりまして、どこかでけじめをつける、それを刑罰に持っていく方法は間違ってると思えます。

裁判員経験者（5番）

人それぞれによって違いますので、なくしたほうがいいと思えます。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

こういう被害者参加制度をなくしたほうがいいのかということですか。

裁判員経験者（5番）

参加制度をね。そうです。

裁判員経験者（6番）

やはり被害者の立場になって考えてしまうというのは仕方がないことだと思います。これが、だから裁判員裁判で被害者の立場に立って、私の思いは刑を重くするということにつながるといふふうに半分思っていますんで。ちょっと非常に言い方は難しいんですけど、やはり自分に照らし合わせるとなると被害者の立場になってしまいますから、そうやっていただきたいなというふうに自分は思ってます。むしろ加害者のほうは言い訳ばかりされて、どうしても罪を軽くする話しかしませんから、思いというのは伝わらないんですよ、全く。そういう意味でも、そこに立っていると被害者のことしか思えないし、そういうことですね。ちょっとぐちゃぐちゃになりました。

裁判員経験者（7番）

被害者の意見を聞いて、その上で考えることができるんで、僕はそちらのほうがいいと思います。

裁判員経験者（8番）

さっき言われたように、やはり被害者の立場からある意味では考えないといけな  
いと思いますので、私はこの制度はあったほうがいいのかと思います。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

すみません，ちょっと時間の関係がありますので，最後に2つの質問を一気にさせていただきます。シンプルに答えていただければ結構です。死刑判決が各地の裁判員裁判で出だしていますけれども，皆様方が国民の方々が死刑にすべきか否かを判断するという事は抵抗がありますでしょうか，いいんでしょうかというのと，長い在任期間の事件，マツダ工場暴走事件のような長期審理の負担軽減に向けてはどのような対策が必要か，さっき7番さんがちょっと言ってくださいましたけど，そういう話と両方，死刑の話と長い長期審理の話とそれぞれ頂けたら幸いです。。

裁判員経験者（1番）

死刑は抵抗がありますので，私は抵抗がある。マツダの在任期間の問題なんですけど，長期審理が予想される場合は事前に分かっておられるんじゃないかと，ある部分は分かっていると思うんで，選任されたらその時点で期間の開示をしていただければなと思います。

裁判員経験者（2番）

死刑判決については抵抗があります。それとマツダの長期にわたる場合ですが，これはやっぱりまず職場ですね，それと家族の理解が必要だと思います。

裁判員経験者（3番）

死刑判決についてなんですが，評議の中で意見が死刑になったのであれば仕方がないと思います。マツダみたいな長期の審理なんですけども，これは会社会的に都合がつけば大丈夫なのかなとは思いますが，自営業の方とかはちょっと困るのかなとは思いますが。

裁判員経験者（４番）

私は、現在死刑制度がある以上はやむを得ない措置だと思います。ただ、あわせて希望と理想を言えば、仮に死刑判決であっても減刑措置があってもいいんじゃないかと、本人の反省があれば、それが認められればと思います。マツダについては、ニュースに聞く限り、私は全く理解できません。なぜこんなになるのか、二言目に余分なことを言わせてもらえば、やったことの実と最近では精神論が吟味される、そのこと自体が我々周りにとっても理解できません。私は、はっきり言わせてもらおうと、殺害したこと自体が精神の異常な状態ですから、それを刑罰に反映されることはいかがなもんかと思います。

裁判員経験者（５番）

死刑は賛成です。マツダのことはさっぱり分かりません。

裁判員経験者（６番）

死刑については仕方がないと思います。というのもやっぱり厳しい判決を私は望んでますから。それとマツダに関していけば４５日間は長いと思いますから個人の負担というのは非常に高いんで、例えば、午前中で終わるとかいうのをどこかで持つとか、そういう余裕があればちょっと気が楽になるかなと思います。

裁判員経験者（７番）

判決というので私たちの分は４年ぐらいだったんですが、その分でもメンバーになられた方がちょっとすごい考え込んでいられたんで、死刑という判決を出すということ自体にかなり抵抗もある方が多いと思いますから、それも含めた最初の段階での問いかけというか、質問をするような感じにしたほうがいいんじゃないかなというのと。あと長期は、さっき言いましたように、最初から期間と時期の問い合わせをしてからの設問でいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者（８番）

死刑判決は抵抗はありますが，やむを得ないと思います。それとマツダに関してはちょっと分かりません。

記者クラブ（記者クラブ幹事社）

すみません，最後駆け足になりましたが，長い時間お付き合いいただきましてありがとうございました。

司会者（伊名波裁判官）

じゃあ，皆さん，長時間参加をいただきまして本当にありがとうございました。今日皆様から頂いた御意見はいろんな意味で裁判員裁判の運用，改善，それからより充実した分かりやすい裁判を実現するために大変有益なものになることと思います。今日はお忙しいところ御参加いただきましてありがとうございました。これで終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。